

(仮称)西東京市児童発達支援センター  
整備基本計画

令和3年 11 月

西東京市健康福祉部健康課  
こどもの発達センターひいらぎ

# (仮称)西東京市児童発達支援センター 整備基本計画

## (目次)

はじめに	1
第1章 西東京市児童発達支援センターの整備を進める背景について	2
1 児童発達支援の変遷	2
2 本市の児童発達支援事業の経緯	2
3 国の動向	3
4 各種計画との関連性	3
第2章 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援	5
1 母子保健事業としての乳幼児健康診査及び支援	5
2 乳幼児期の支援	5
3 学齢期の支援	6
4 子ども家庭支援センター	6
第3章 本市の現状・課題及び児童発達支援センター整備の必要性	7
1 子育て世代の現状	7
2 こどもの発達センターひいらぎの現状	13
3 庁内の現状	18
4 保育園・幼稚園の現状	19
5 児童発達支援の課題及び児童発達支援センター整備の必要性	20
第4章 本市の児童発達支援センターの整備方針	21
1 児童発達支援センター整備の基本理念	21
2 事業の見直しの方針	22
3 児童発達支援センターの機能	24
4 児童発達支援センターに必要な施設整備	31
5 構造改革特別区域計画の制度活用	32
第5章 児童発達支援センターの連携体制	33
第6章 児童発達支援センターの整備スケジュール及び進行管理	35
1 児童発達支援センターの開設時期	35
2 児童発達支援センターの名称	35
3 児童発達支援センターの整備スケジュール	35
4 児童発達支援センターの運営に係る進行管理及び検証	35
5 センター事業の実施スケジュール（令和4年度～令和6年度）	36

## ～はじめに～

近年、ライフスタイルや生活への意識が変化する中、少子化や核家族化が進み、家庭における育児機能の低下や子育てに対する不安、育児困難等が問題となっています。このことから、育児支援の充実の必要性が高まっています。

また、子どもの発達に関する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は、増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。

西東京市（以下「本市」という。）におきましても、子どもの発達に関するニーズは、加速度的に高まっているところであり、毎年度、相談件数等の増加が見られます。

このことを踏まえ、令和2年度には、本市における障害児又は発達が気になる児童やその家族が地域で安心して暮らせること及び今後の本市における児童発達支援のあり方を整理することを目的に、「西東京市児童発達支援 ステップアップ・プラン（以下「ステップアップ・プラン」という。）」を策定しました。

本整備基本計画は、ステップアップ・プランで整理した方向性に基づき、市民のニーズに応えるために設置する（仮称）西東京市児童発達支援センターに係る概要を示すものです。

今後は、本整備基本計画に基づき、庁内及び地域との連携を進め、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を提供するセンター機能の整備を進めてまいります。

なお、本整備基本計画の策定をもって、ステップアップ・プランの内容を包含するものとします。



# 第1章 西東京市児童発達支援センターの整備を進める背景について

## 1 児童発達支援の変遷

児童福祉法は、昭和22年の成立以降、児童を取り巻く環境の変化に対応して、改正が重ねられてきました。

平成24年の改正では、障害児支援の強化を目的として、障害種別に応じて設けられていた通所サービスは「障害児通所支援」へと、入所サービスは「障害児入所支援」へとそれぞれ一元化されたとともに、実施主体が見直されました。

改正後は、原則として「障害児通所支援」を市町村が、「障害児入所支援」を都道府県が担うものとされました。また、支援は、発達が気になる児童も対象に含むことになり、この改正をきっかけとして障害児や発達が気になる児童は、家族主体で支えるのではなく、社会全体で支えるように、さらに、児童のみならずその家族や地域関係者も対象とするものへと変遷してきました。

このように、今日では、障害児や発達が気になる児童が身近な地域で、障害や発達の特性に応じ、適切、かつ専門的な支援を受けられるよう、その支援体制の整備が法令上求められています。

## 2 本市の児童発達支援事業の経緯

本市の児童発達支援事業は、これまで「こどもの発達センターひいらぎ（以下「ひいらぎ」という。）」を中心に行ってきました。

ひいらぎは、1966年（昭和41年）、旧保谷市の前身である保谷町の学齢の子どもたちを中心とした心身障害児小規模通園施設「ひいらぎ教室」として始まりました。当初は、精神発達遅滞の子どもたちを対象としていましたが、肢体不自由児・重度重複児も受け入れるようになり、それとともに、整形外科医との連携や機能訓練士の雇用などにより、専門的な療育を提供できる体制を図ってまいりました。

1983年（昭和58年）には、障害者福祉都市推進事業の実施が決まり、通園児への支援だけでなく、地域に暮らす“支援を必要としている子ども”とその保護者のために、「早期療育相談会」を始めました。同年、施設の名称を「こどもの発達センターひいらぎ」と変更しました。

その後、専門療育スタッフを増やし、個別療育の拡充や、幼稚園・保育園への訪問指導等を開始し、2001年（平成13年）の合併後は、市民のニーズに合わせてグループの定員を拡充する等、体制の見直しを図ってまいりました。

近年、ひいらぎにおける相談件数は、加速度的に増加しており、グループ事業への通所希望者も増加傾向が継続しています。ファミリー世代の流入が続く本市にあって、この状況に歯止めがかかる見込みはなく、さらに増加していくことが予想されます。



### 3 国の動向

平成29年3月31日に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」においては、障害児支援の提供体制について、次のとおり示されています。

国の基本方針
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

障害児通所支援は、児童福祉法では、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④居宅訪問型児童発達支援及び⑤保育所等訪問支援の5つのサービスのことをいいます。

支援の内容は、①児童発達支援を例にすると、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等とされています。

このような障害児通所支援サービスを提供する施設は、児童発達支援センター、その他厚生労働省令で定める施設として、法律により定められています。

その中でも、児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設とされています。

### 4 各種計画との関連性

#### (1) 西東京市第2次総合計画・後期基本計画（令和元年度～令和5年度）

本市では、「健康」応援都市の実現を掲げる中、西東京市第2次総合計画・後期基本計画における「子どもの参画の推進」において、ひいらぎの運営を、次のとおり位置付けています。

心身の発達の遅れ又はその疑いのある乳幼児の早期発見、早期療育に努め、障害の軽減と心身の発達促進を図ります。また、保護者の相談に応じた適切な子育て支援、関係機関等との連携による効果的な発達支援を行います。

#### (2) 第2期西東京市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

3年間の重点推進項目の中で、「障害のある子どもへの支援の充実」を掲げ、本市における児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携を、次のとおり位置付けています。

- ① 児童発達支援センターを設置し、センターを中心として、障害のある子どもや発達に不安を抱える保護者を支えるために、関係機関との連携体制を充実させます。
- ② 既存事業所に加えて、今後、開設される児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に関わる環境を整えます。

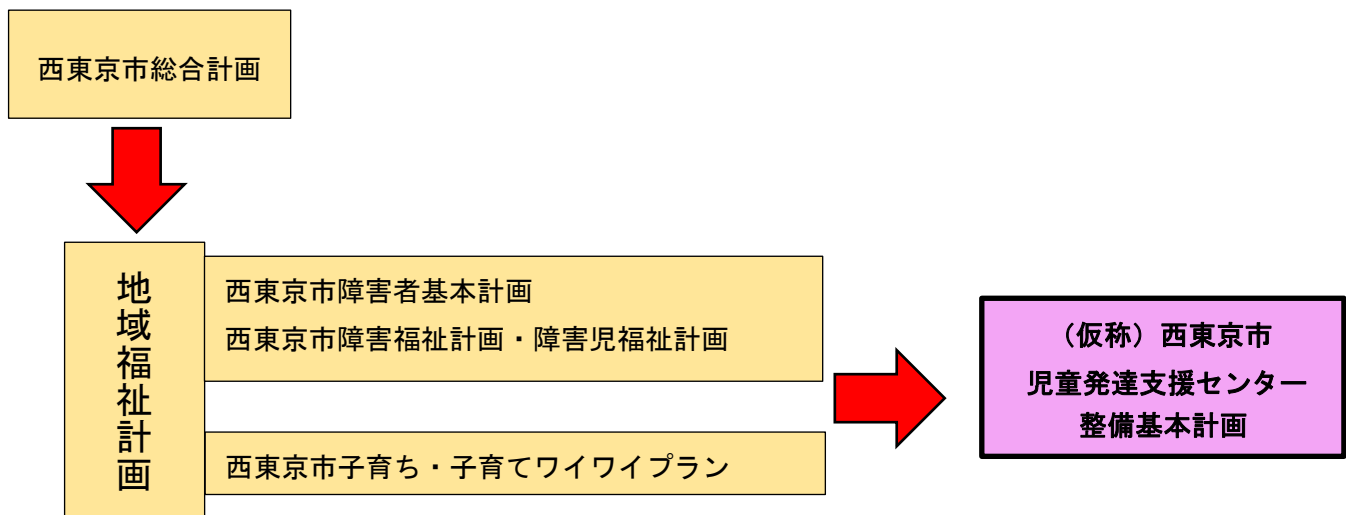
#### (3) 西東京市子育て・子育てワイワイプラン後期計画（令和2年度～令和6年度）

基本方針「市民参加型の子どもたちの育ちと子育て家庭支援」の今後の取組において、児童発達支援センターの機能導入を、次のとおり位置付けています。

障害のある子ども、あるいは、障害の可能性のある子どもを育てる家庭に対して、ノーマライゼーションを基本として、地域の中で障害の有無にかかわらず、一緒に育ち・育てる視点から、施策を進めます。

また、児童発達支援センター機能の導入の検討をし、子ども一人ひとりの特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要なときに受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携により、ライフステージを通じて、切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めていきます。

療育を必要とする子どもたちについては、療育段階における施設等の待機児童が出ることのないよう、受け入れ施設の充実に努めます。



#### (4) 計画期間

本整備基本計画の計画期間については、国の基本方針及び第2期西東京市障害児福祉計画の計画期間に鑑み、次のとおりとします。

令和3年度から令和6年度までの4年間

## 第2章 本市の障害児及び発達が気になる児童への支援

### 1 母子保健事業としての乳幼児健康診査及び支援

本市では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う中で、3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施しています。また、1歳児・2歳児を対象に相談会を実施しています。

受診後は、発達に関する所見があった児童を対象に、必要に応じて発達健診・経過観察検診・子ども相談を行っています。また、継続的な支援が必要な児童やその保護者に対しては、保健師、臨床心理士、保育士等が児童の発達のフォローアップを目的として1コース5回のグループ指導（年4コース）を実施しています。親子遊びを取り入れた小集団の中で、集団活動を経験し児童の発達を促すとともに、保護者支援として児童の特徴に合った対応を学ぶ機会の提供や、育児に不安を抱える保護者への支援も重点的に行っています。

なお、各コース2回程度、ひいらぎの相談員が参加し、保護者支援を行っています。

### 2 乳幼児期の支援

#### (1) こどもの発達センターひいらぎ

ア ひいらぎは、乳幼児期の発達が気になる児童本人への支援として、発達全般の子育て相談を入口に、児童福祉法に基づく児童発達支援事業である「単独療育グループ」「課題別学習グループ」と、市独自事業である「親子参加グループ」「個別療育」に分けて、療育事業を実施しています。

イ 各種療育事業は、保育士、児童指導員、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士等の専門職員、及び小児神経科医師が実施しています。

ウ 「単独療育グループ」では、3歳児から5歳児までの児童に対し、週4日・週1日のクラスにより、身辺自立のトレーニング、集団活動・体験活動を通じた日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応等の指導を実施しています。家族に対しても、保護者会、学習会、活動の見学日や家族からの個別相談等の場において、専門的な視点から相談・助言を行っています。

エ 「課題別学習グループ」では、児童の特徴を考慮したグループ分けを行い、グループごとに月2回の頻度で実施しています。児童は生活に必要な力の基礎を、保護者はグループ活動の見学等を通じて、子どもへの向き合い方や関わり方を身に付けることを目的としています。

オ 「単独療育グループ（週1日）」「課題別学習グループ」は、幼児教育・保育施設等との並行利用という形で参加します。家庭と幼児教育・保育施設等と協働し、児童の成長発達を支援するため、ひいらぎが専門的な視点から助言を行っています。

カ その他、地域支援活動として、広く市民を対象とした市民講座、関係機関を対象とした公開療育・勉強会の開催、幼児教育・保育施設等への訪問支援等を実施しています。

#### (2) 保育園・幼稚園

ア 保育課では、保護者の就労や病気等により保育を必要とする心身に障害や発達の遅れ等がある児童を対象に、保育士の加配による保育を実施しています。また、公立保育園に在籍する発達が気になる児童の保育に当たっては、臨床心理士等が保育園を巡回し、助言を行う取組も行っていきます。

イ 本市には、13の私立幼稚園が学校教育法で定められた基準を満たし、幼児教育を提供しています。



ウ 保育園・幼稚園に在籍する発達が気になる児童について、保護者や園から相談があれば、ひいらぎの職員が園を訪問し、相談支援を行っています。

### 3 学齢期の支援

学務課の就学相談では、市内小・中学校特別支援学級（固定制）、都立特別支援学校への入学又は転学を希望している幼児・児童・生徒の保護者を対象に、就学・転学相談を行っています。

また、通級・特別支援教室への入級・入室相談を行っています。

教育指導課の巡回相談では、教育支援アドバイザーが小・中学校を巡回し、児童・生徒のアセスメントや校内支援体制について指導・助言を行い、学校の支援体制強化を図っています。

特別支援学級・特別支援教室では、学習指導要領に基づき、一人ひとりの発達段階に即した指導及び支援を校内委員会で検討し、その児童・生徒の個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成した上できめ細やかな教育を進めています。また、通常の学級では、個々の教育的ニーズに合った学習を進めることができるよう、授業のユニバーサルデザインを図っています。

教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどを含め、発達、心理教育、親子関係等に関する相談に対応し、カウンセリングや心理療法を行っています。

児童の放課後の過ごし方として、学童クラブにおいては、障害児枠を設け、障害者手帳の有無にかかわらず、支援の必要な児童に、人員を加配して対応しています。また、障害児通所支援のサービス類型の一つとして、放課後等デイサービスがあります。

### 4 子ども家庭支援センター

市内在住、在学の児童（18歳未満）及びその保護者を対象に、子育てに関する不安、虐待、ひきこもりなど、子育て家庭等に係る相談を受付けています。

#### 【本市の児童発達支援の現状類型】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	～	18歳	
健康課 発達支援係(ひいらぎ) アセスメント、療育、個別指導(ST、PT、OT) 等										
健康課 発達支援係(ひいらぎ) 相談、地域支援(園訪問、地域講座) 等							初回相談、他機関連携			
健康課 保健係 健康診査、こども相談(心理士) 経過観察グループ 等										
保育園 (保育課)							小学校・中学校・高等学校 特別支援学級・教室			
			幼稚園							
児童発達支援事業所、相談支援事業所 等							放課後等デイサービス事業所、 相談支援事業所 等			
教育部 学務課学務係 教育指導課特別支援教育係 教育支援課相談係							就学相談 等 就学支援シート、特別支援教育の計画 等 教育相談、言語相談 等			
障害福祉課 相談、各種事務手続き 等										
子ども家庭支援センター 養育、虐待、家庭の相談 等										
児童青少年課 児童館(学童クラブ) 等										



# 第3章 本市の現状・課題及び児童発達支援センター整備の必要性

## 1 子育て世代の現状

### (1) 人口の状況

「西東京市人口推計調査報告書（平成 29 年 11 月）」によれば、本市の人口は、令和 5 年まで緩やかに増加し、その後減少に転じることが見込まれています。

また、年齢 3 区分の人口比で見ると、①年少人口（0～14 歳）及び②生産年齢人口（15～64 歳）は微減の傾向であるのに対し、③高齢者人口（65 歳以上）は増加しております。

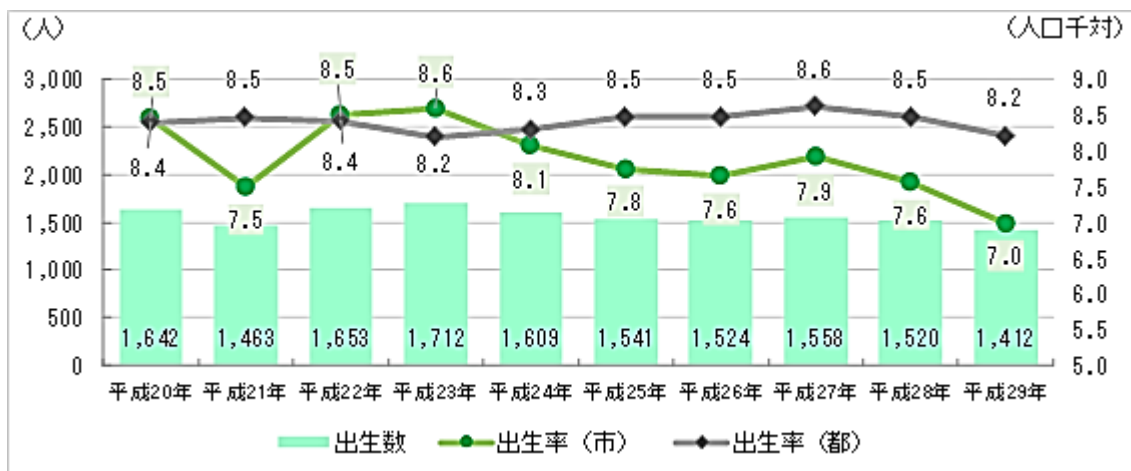
### (2) 出生の状況

本市の出生数は、平成 21 年に 1,463 人、平成 29 年に 1,412 人と少なくなっていますが、その他の年は、年間概ね 1,500 人程度で推移しています。

出生率は、平成 23 年の 8.6 をピークとして、その後は概ね減少傾向で推移しており、平成 24 年以降は都の水準を下回っています。

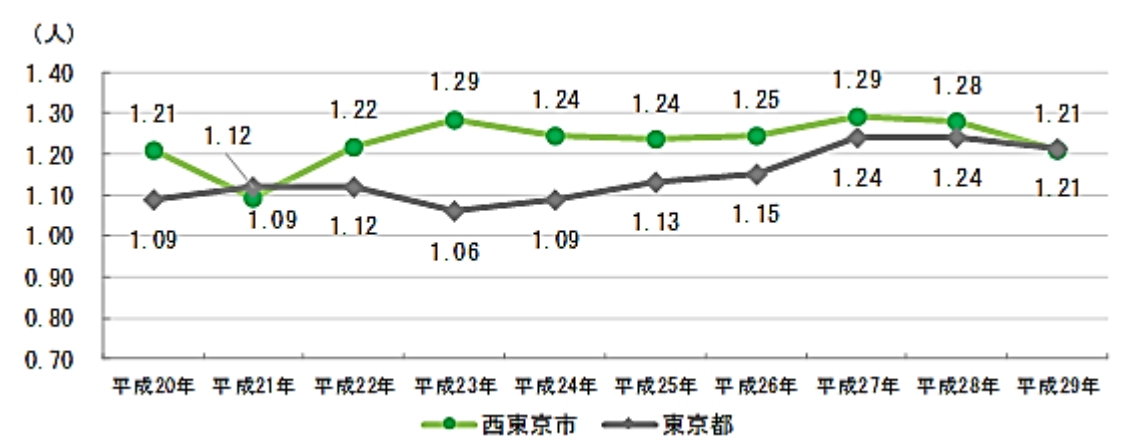
一方、合計特殊出生率については、平成 21 年と平成 29 年を除き、都の水準を上回って推移しています。

【出生数及び出生率の推移】



資料：東京都衛生統計

【合計特殊出生率の推移】



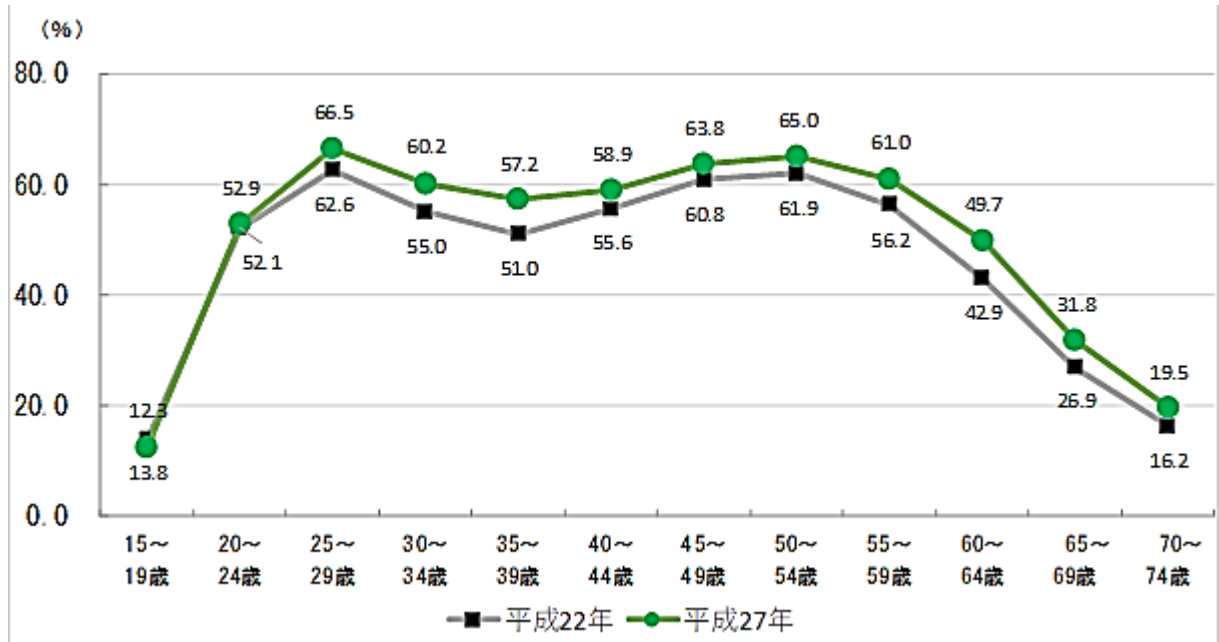
資料：東京都衛生統計

※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとした際の子どもの数に相当

(3) 女性の就労状況

本市の女性の就業率（15歳以上人口に占める就業人口の割合）は、結婚・出産期にあたる30歳では低下し、40歳代以降再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。しかし、平成22年と平成27年を比較すると、25歳以上の就業率が高くなり、M字カーブが緩やかになっています。

【女性の就業率の推移】

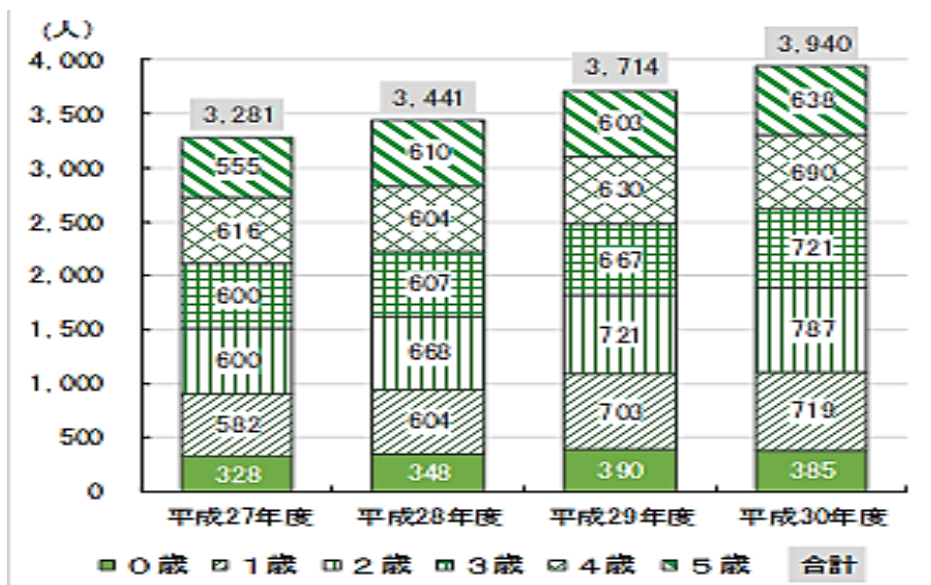


資料：国勢調査

(4) 保育施設・幼稚園等の状況

保育施設の利用状況を見ると、入所児童数は、年々増加しています。平成27年度を100とした場合の平成30年度の割合は、最も伸びの大きい2歳児で131.2%、最も小さい4歳児で112.0%となっています。

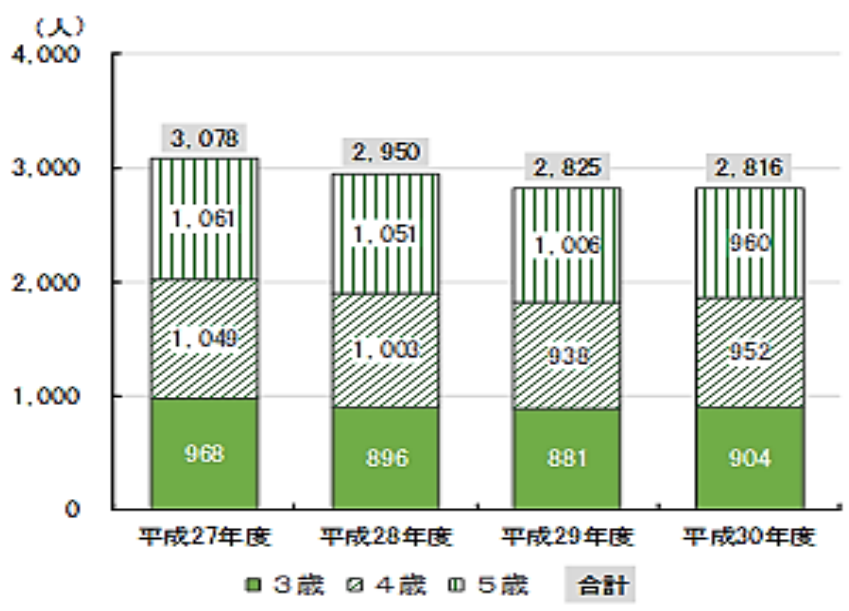
【入所児童数の推移】



資料：事務報告書

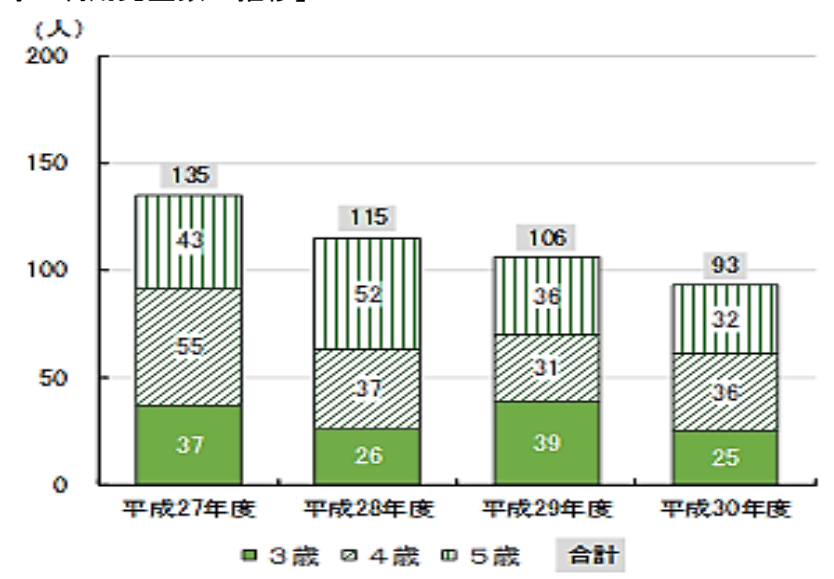
また、幼稚園等の利用状況を見ると、幼稚園の入園児童数及び類似施設等利用児童数は年々減少しており、平成27年度を100とした場合の平成30年度の割合は、幼稚園の入園児童数で91.5%、類似施設等利用児童数で68.9%となっています。

【幼稚園の入園児童数の推移】



資料：事務報告書

【類似施設等の利用児童数の推移】



資料：事務報告書

(5) 家庭の状況

ア 本市の一般世帯数 89,605 件中、核家族が 50,660 件 (56.5%) (平成30年版統計にしとうきょう) を占めています。核家族のうち、子育て世帯数では、6歳未満の子どもがいる世帯が 7,160 件 (7.9%)、18歳未満の子どもがいる世帯でも 24,366 件 (27.1%) となり、地域で子育てを見聞きしたり、保護者同士で相談できる場面が減っているものと推測されます。

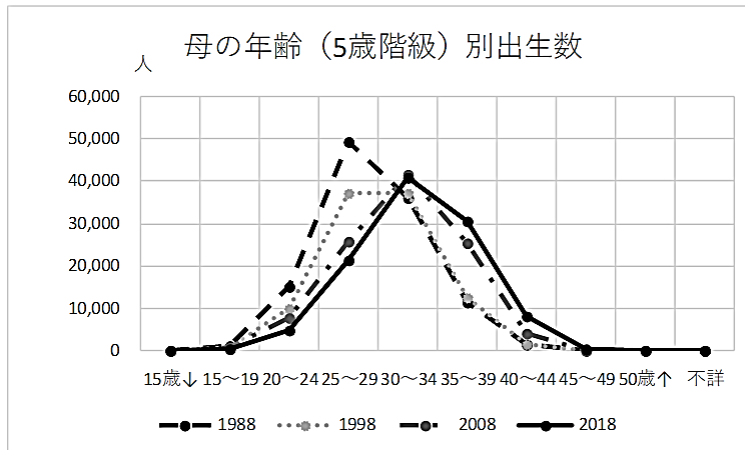
イ 「母の年齢(5歳階級)別出生数」の30年間の変化を見ると、1988年は出産年齢のピークが20歳代後半にあるのに対し、2008年にはピークが30歳代前半になり、2018年も同様の状況です。

ピークの次に多い出産年齢を見ると、2008年では20歳代後半でしたが、2018年では30歳代後半になっています。このことから、子を持つ世代の高齢化が進んでいるだけでなく、祖父母世代の高齢化も進み、親族から育児支援を受けられない家庭の増加が推察されます。

【母の年齢（5歳階級）別出生数】

(単位：人)

年	総数	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
2018	107,150	4	477	4,855	21,495	41,016	30,717	8,260	309	17	-
2008	106,015	3	915	7,732	25,935	41,533	25,588	4,208	94	5	2
1998	98,960	5	963	9,913	36,998	37,047	12,501	1,472	58	-	3
1988	114,422	1	1,210	15,014	49,154	35,926	11,601	1,474	34	-	8



資料：東京都人口動態統計

(6) 療育手帳（愛の手帳）・身体障害者手帳を所持する児童数の推移

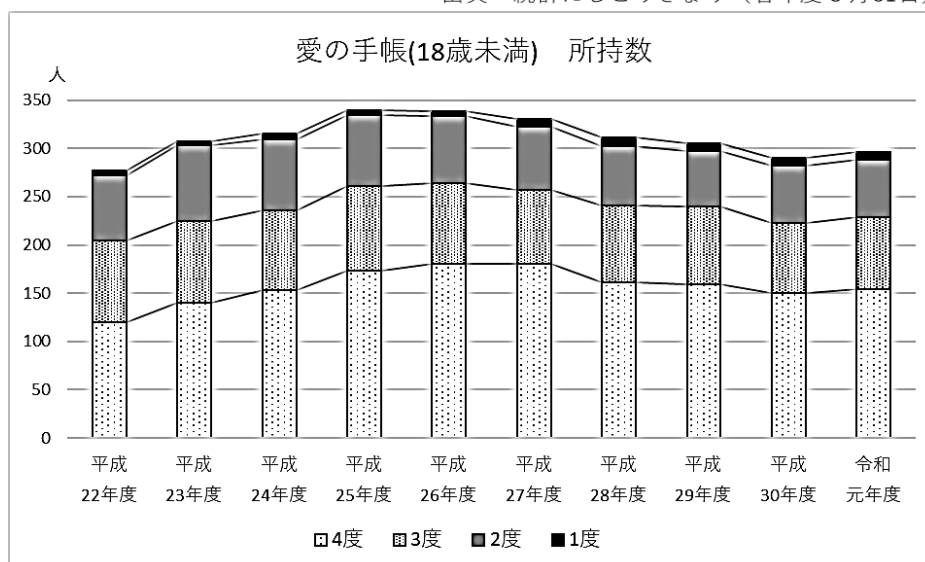
本市における18歳未満の「愛の手帳」の所持数について、現状は減少傾向にあるが、4度の所持数は、依然高い比率にあります。

<愛の手帳（18歳未満）所持数>

(単位：人)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小計	277	307	315	339	338	330	311	305	290	296
1度	5	4	6	5	5	8	9	8	8	8
2度	67	78	73	73	69	65	61	57	59	59
3度	85	85	83	88	84	77	80	81	73	75
4度	120	140	153	173	180	180	161	159	150	154

出典：統計にしようきょう（各年度3月31日）

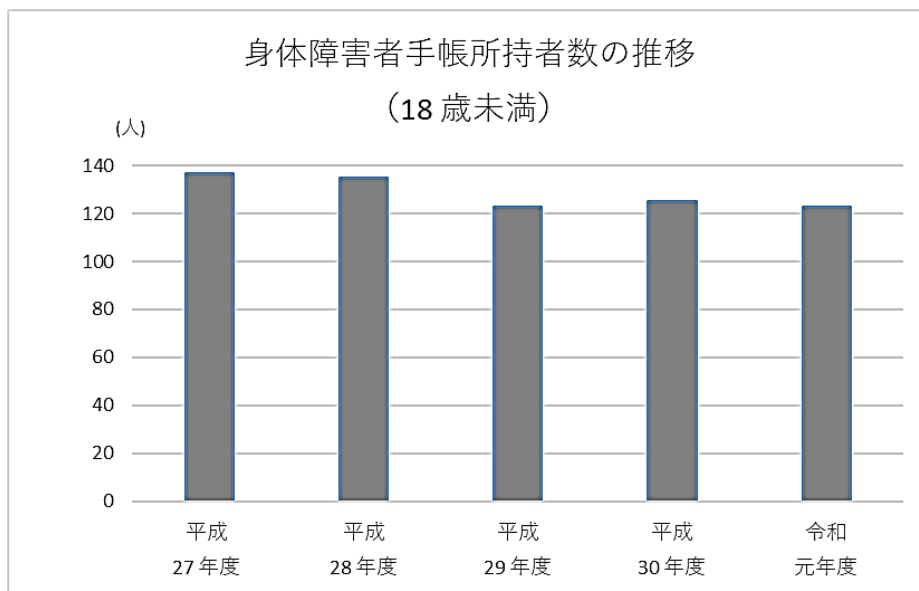


また、本市における18歳未満の「身体障害者手帳」の所持数は、減少傾向を示しているものの、手帳所持者全体に占める割合は2%台で推移しています。

＜ 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移 ＞

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
18歳未満(人)	137	135	123	125	123
18歳未満の全体に占める割合(%)	2.5%	2.5%	2.3%	2.3%	2.2%
18歳以上(人)	5,287	5,299	5,310	5,362	5,434
全体(人)	5,424	5,434	5,433	5,487	5,557

出典：第2期西東京市障害児福祉計画 障害福祉課調べ



## (7) 児童・生徒の状況

第6期西東京市障害福祉計画及び第2期西東京市障害児福祉計画に基づく本市の障害がある児童・生徒等の現状は、次のとおりです(令和2年5月1日現在)。

### ア 市立小学校の特別支援学級の児童数

⇒田無・中原・東・柳沢小学校：25学級(知的・自閉症・情緒含む。) 児童数：171人

### イ 市立小学校の通級指導学級の児童数

⇒保谷・芝久保小学校：4学級(言語) 児童数：47人

### ウ 市立小学校の特別支援教室の児童数

⇒L教室：52人 S教室：192人

### エ 市立中学校の特別支援学級の生徒数

⇒田無第一・保谷・青嵐中学校：17学級(知的・自閉症・情緒含む。) 生徒数：118人

### オ 市立中学校の通級指導学級の生徒数

⇒田無第二・明保中学校：6学級(情緒) 生徒数：51人

### カ 市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数

⇒小学生：68人 中学生：55人 高校生：80人

障害福祉課調べ

(8) 本市で児童発達支援を必要とする子どもの発生予測数

ア 本市の人口は現在約20万6千人となり、年間出生数は約1,500人となっています。

イ 内閣府による障害者の状況（令和3年版 障害者白書 障害者の状況）によると、総人口1,000人当たりの身体障害者の人数は34人、知的障害者の人数は9人となっています。

このことから、身体障害者及び知的障害者の合計数は、総人口1,000人当たり43人となります。

ウ 文部科学省による2012年に全国の公立小中学校で約5万人を対象にした調査結果によると、通常学級に在籍し、発達障害の可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、6.5%となっています。

エ 重複している子どももいるため、単純にイとウを足すことはできませんが、おおよそ9%以上の子どもが障害を持って生まれるか、発達障害の子ども及び発達障害の可能性のある子どもと推察されます。

オ 以上の数値より、本市では、1年間で支援が必要な子ども及び可能性がある子どもが100人を超えて生まれているものと考えられます。



## 2 こどもの発達センターひいらぎの現状

健康課発達支援係が運営するこどもの発達センターひいらぎについては、毎年度、事業の見直しを行う中で、市民の児童発達支援のニーズに寄り添った取り組みを進めています。

### (1) 運営概要（令和3年度）

事業名	種別	事業概要
相談事業	ことばの相談	言葉の遅れ、発音、吃音など、言葉についての相談 担当：言語聴覚士
	からだの相談	手足の動きが気になる、手先が不器用である、歩けない、転びやすいなど、体についての相談 担当：理学療法士・作業療法士
	発達全般の子育て相談	目が合わない、呼んでも振り向かない、落ち着きがない、おもちゃや友達に関心を示さない、集団活動への参加が難しいなどの相談 担当：ひいらぎ相談員
児童発達支援事業 ※児童福祉法に基づく事業所	くじらグループ (単独療育グループ)	ア 週4日通園（月・火・木・金）9:30～13:30 発達に遅れのある3歳児から就学前の子どもが対象。 一人ひとりの発達を踏まえ、集団活動や個別での指導を行う。保護者と協力し、同じ視点をもって子どもの成長発達を促していくグループ。 イ 週1日通園（水）9:30～12:30 幼稚園や保育園に通う発達に遅れや課題のある年少～年長クラスの子どもの対象。保護者・在籍園と協力し、同じ視点をもって子どもの成長発達を促していくグループ。
	まんぼうグループ (課題別学習グループ)	幼稚園や保育園に通う発達に遅れや課題のある年少～年長クラスの子どもの対象。 小集団で「わかって、やりきる」経験を積み上げることで自信を育て、発達を促すグループ。 ○月・水曜日（各月2回）14:30～16:00
親子参加グループ事業	めだかグループ	言葉や身体の発達に遅れや課題が見られる0歳～2歳児クラスの子どもと保護者が対象。 親子で様々な運動や集団活動をする中で、言葉や身体の発達を促す。 ○水曜日 9:30～11:30（月曜日は後期のみ）
個別相談事業	言語検査・指導 発達検査	言葉の遅れなどの子どもに対して、経過を観察する。 ○火・水・木・金曜日 担当：言語聴覚士・心理士
	機能訓練	運動発達に課題のある子どもに対して、機能訓練や経過観察を行う。 ○水・木曜日 担当：理学療法士・作業療法士

## (2) 利用者実績

## ア 通所事業

年度		くじらグループ	めだかグループ	まんぼうグループ	合計
令和2年度	利用定員	28人	40人	35人	—
	実施回数	182回	55回	83回	—
	在籍人数	46人	44人	71人	161人
	利用延べ人数	3,601人	646人	889人	5,136人
令和元年度	利用定員	28人	40人	35人	—
	実施回数	218回	54回	102回	—
	在籍人数	52人	43人	80人	175人
	利用延べ人数	4,551人	1,031人	1,222人	6,804人
平成30年度	利用定員	28人	40人	35人	—
	実施回数	223回	62回	104回	—
	在籍人数	52人	50人	77人	179人
	利用延べ人数	4,049人	1,190人	1,158人	6,397人
平成29年度	利用定員	28人	40人	30人	—
	実施回数	220回	59回	105回	—
	在籍人数	44人	48人	68人	160人
	利用延べ人数	3,693人	1,154人	1,021人	5,868人
平成28年度	利用定員	28人	40人	25人	—
	実施回数	215回	61回	70回	—
	在籍人数	41人	54人	54人	149人
	利用延べ人数	3,932人	1,096人	867人	5,895人

## イ 相談事業

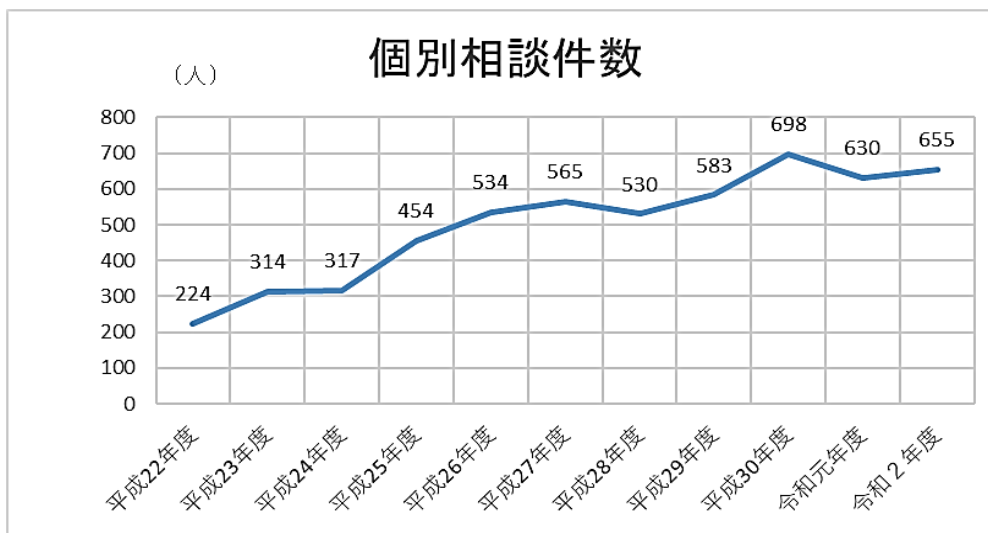
	からだの相談	ことばの相談	療育相談	発達全般に関する相談	合計
令和2年度	85人	190人	82人	298人	655人
令和元年度	61人	222人	90人	257人	630人
平成30年度	104人	201人	113人	280人	698人
平成29年度	74人	168人	105人	236人	583人
平成28年度	55人	145人	107人	223人	530人

※からだの相談：理学療法士又は作業療法士によるからだの発達に関する相談

ことばの相談：言語聴覚士によることばの発達に関する相談

療育相談：小児神経科医による相談

発達全般に関する相談：発達支援コーディネーター又は相談員による相談



#### ウ 専門療育（延べ人数）

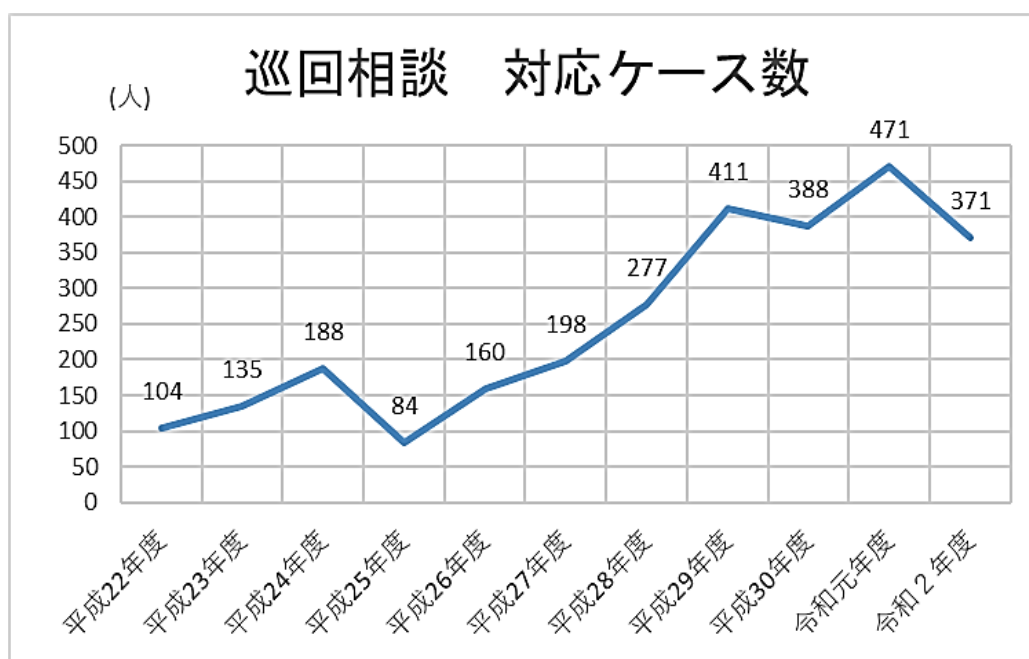
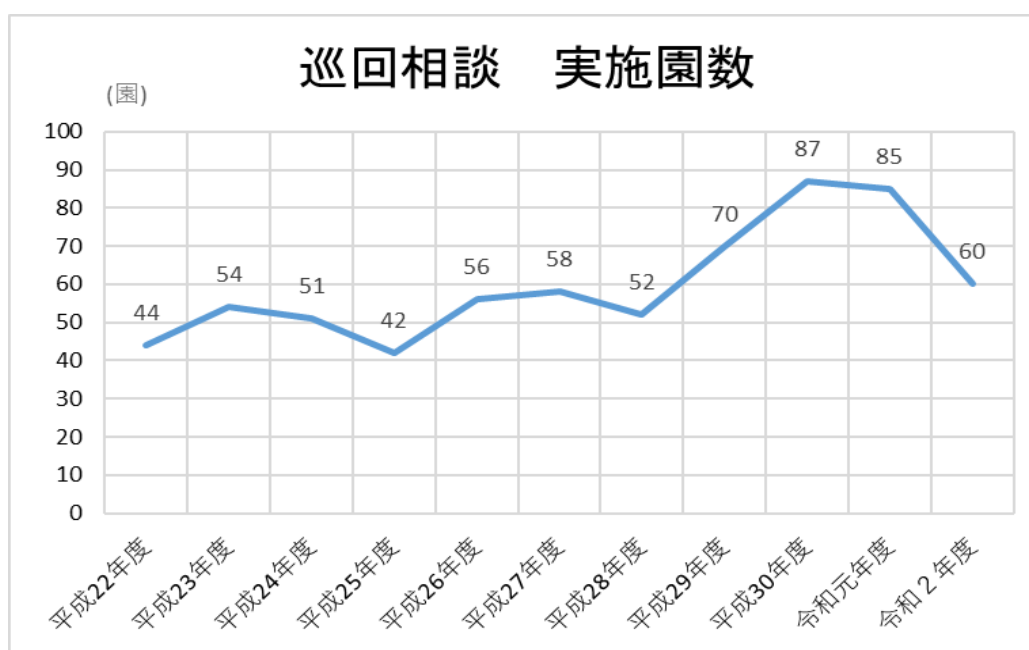
年度		実施回数	通所児	外来児	利用人数合計	年度総計
令和2年度	身体機能訓練	196回	383人	413人	796人	1,679人
	言語検査・指導	219回	99人	473人	572人	
	音楽療法	13回	271人	—	271人	
	心理検査	40回	22人	18人	40人	
令和元年度	身体機能訓練	195回	409人	382人	791人	1,857人
	言語検査・指導	233回	226人	378人	604人	
	音楽療法	18回	422人	—	422人	
	心理検査	40回	24人	16人	40人	
平成30年度	身体機能訓練	195回	435人	357人	792人	1,793人
	言語検査・指導	207回	220人	331人	551人	
	音楽療法	19回	410人	—	410人	
	心理検査	40回	30人	10人	40人	
平成29年度	身体機能訓練	195回	540人	299人	839人	1,775人
	言語検査・指導	201回	209人	352人	561人	
	音楽療法	19回	355人	—	355人	
	心理検査	20回	10人	10人	20人	
平成28年度	身体機能訓練	192回	602人	244人	846人	1,856人
	言語検査・指導	198回	212人	357人	569人	
	音楽療法	19回	421人	—	421人	
	心理検査	20回	11人	9人	20人	

#### エ 関係機関等との連携事業（令和2年度実績）

業務	実施回数	業務内容
巡回相談	60回	市内保育園・幼稚園の要請により、保育園・幼稚園へ出向き、発達が気になる子への指導上の助言を行う。必要に応じて言語聴覚士、理学療法士又は作業療法士が参加
母子保健事業	19回	健康課保健係による乳幼児健診後の経過観察事業及び発達健康診査事業への協力

母子保健連絡会	12回	健康課保健係保健師と各健診・経過観察児・ひいらぎの相談ケースの検討を中心とした各業務の連絡調整
就学支援委員会	11回	福祉関係職員として委員会に出席し、児童の適正な就学に向けて審議を行う（委員会8回、事前行動観察5回）。
障害児保育研究会	2回	市内各保育園担当者によるケーススタディや学習会への参加と助言
就学相談説明会	1回	グループ・外来個別指導利用児童の保護者を対象とした学務課就学相談員による就学相談説明会の実施
障害福祉サービスに関する説明会	1回	グループ・外来個別指導利用児童の保護者を対象とした障害福祉課職員による障害福祉サービスに関する説明会の実施

出典：事務報告書



オ 関係機関啓発事業（令和2年度実績）

業務	実施回数	業務内容
まんぼうグループ 見学会	6回	まんぼうグループ利用児が通う園の職員を対象としたグループの療育公開
くじらグループ 並行通園連絡会	2回	くじらグループ並行通園利用児が通う園の職員を対象としたグループの療育公開と情報交換
公開講座	3回	市内保育園・幼稚園・療育施設等の関係機関職員を対象とした幼児の発達支援の講座
療育公開	2回	市内保育園・幼稚園・療育施設等の職員を対象としたまんぼうグループ・くじらグループの療育公開

出典：事務報告書

カ 保護者支援事業

業務	業務内容
ペアレントトレーニング エッセンスセミナー	より良い親子関係を目指すためのペアレントトレーニングの考え方に基いた学習会の実施

年度	1コース 実施回数	参加者	参加者募集方法
令和2年度	2回	延べ51名 ※アウトリーチ型により実施	一般申込
令和元年度	2回	5名	令和元年度のペアレントトレーニング参加希望者の内、参加できなかった保護者

業務	業務内容
ペアレント トレーニング	子育てに不安や困難を抱える発達障害児の保護者への支援として、子どもの特性を理解し、親子関係のよりよい変化を目指すためのスキルを学ぶトレーニングの実施

年度	1コース 実施回数	参加者 (実人員)
令和2年度	7回	6名
令和元年度	7回	5名
平成30年度	7回	5名
平成29年度	10回	7名

### 3 庁内の現状

令和元年度に、子育て世代に関わる部署を対象にヒアリングを実施し、各種相談等における現状を把握しました。

#### (1) 実施期間

令和元年5月～12月

#### (2) 実施対象部署（10部署）

①障害福祉課 ②子育て支援課 ③保育課 ④児童青少年課 ⑤子ども家庭支援センター  
⑥教育企画課 ⑦教育指導課 ⑧教育支援課 ⑨公民館 ⑩健康課保健係

#### (3) 現状

##### ① 発達支援の相談がある時期

ア 就学前…障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課 保育課 子ども家庭支援センター  
健康課保健係 教育支援課 公民館

イ 就学後…児童青少年課 障害福祉課 子ども家庭支援センター 教育企画課 教育指導課  
教育支援課 公民館

##### ② 庁内対応における児童発達に係る状況

ア 市民ニーズの増加は、多くの部署で見られます。

- ・発達に不安を抱える保護者の増加
- ・発達支援を必要としている子どもの増加

イ 庁内関係部署間の連携の必要性が増加しています。

- ・情報共有の手法の整備

ウ ライフステージに応じた切れ目のない支援が課題となっています。

- ・ひいらぎの療育内容の情報共有
- ・実務者レベルでの情報共有

エ 庁内及び関係機関との連携における中心的機能が必要となっています。

- ・児童発達に係る相談の取りまとめ及び「つなぐ」機能を所管する中核機能



#### 4 保育園・幼稚園の現状

令和元年度に、市内の全ての保育園及び幼稚園を対象に、園児の発達支援に関するアンケート調査を実施しました。回答内容は、具体的な実数で求めることにより、各園におけるニーズを把握しました。

(1) 実施期間

令和元年7月～9月

(2) 実施方法

郵送によるアンケート調査

(3) 調査発送件数

- ① 幼稚園・幼稚園類似施設・無認可幼児施設：16園（回答：14件）
- ② 保育園（公立、私立）：38園（回答：37件）
- ③ 小規模保育園：39園（回答：35件）

(4) アンケート回答率（全体）

92.47%

(5) 現状

① 要発達支援児童の動向と潜在性について

ア 「支援を要する児童の近年の動向」については、「とても増えている（17.44%）」及び「増えている（55.81%）」を合わせると、7割以上の園が、支援を必要としている児童数が増えていると感じています。

イ 支援を要すると思われる児童のうち、専門機関を利用していない児童は、3.80%（254人）です。そのうち、3・4・5歳児に係る在籍率については、3.84%（183人）となっています。

ウ これらの状況から、本市の3・4・5歳児の人口規模から推察すると、支援を要するが専門機関を利用していない児童は、約200名近く常に潜在するものと考えられます。

② 関係機関支援及び「園訪問」について

ア 「今後必要なことやあったらよいこと」について、全体の1位は「園訪問」23.67%（58件）となっています。

イ 発達に課題がある児童や気になる児童に対する園での対応の仕方や保護者対応については、専門機関の助言に対するニーズが多くなっています。

ウ また、専門機関の利用促進のための提案では、訪問を希望する回答18件中11件が、「定期的」な訪問を提案しています。訪問をきっかけに、まだ専門的機関に関わっていない保護者をつなぐための提案が多く見られました。

③ 連携のニーズ把握について

「今後あったらよいこと」の回答数245件のうち、専門機関の「園訪問」「連携」に関することは、約35%となっています。

## 5 児童発達支援の課題及び児童発達支援センター整備の必要性

現状の市民ニーズに対する、こどもの発達センターひいらぎ及び本市全体の児童発達支援に係る課題を、次のとおり整理します。

### ひいらぎの運営上の課題

#### 【相談事業の課題】

継続相談や個別療育希望者の増加、相談や指導への案内までの間隔の長期化、適切な連携先を探す困難さへの対応が必要である。

#### 【通所事業の課題】

グループの希望者増加により、他の事業所の利用に関するルールが必要である。

#### 【専門療育の課題】

新規相談の増加に伴う個別療育希望者の増加に伴い、提供できる利用回数が減少している。

#### 【連携事業の課題】

新たに開設された園との連携の構築、定期的な園訪問の必要性、ひいらぎ主催の講座に参加できるような体制づくりが必要である。

#### 【保護者支援事業の課題】

指導と面談のバランスの検討、保護者学習会・アウトリーチ型を含む講座実施の検討が必要である。

### 本市における児童発達支援の課題

- (1) 児童発達支援の需要に対して、サービス・情報提供体制が不足している。
- (2) 初回相談までの案内が長期化している。
- (3) 専門機関の児童受け入れ定員が不足している。
- (4) 児童発達事業所間の利用ルールが未調整である。
- (5) 市内の支援体制を把握・調整する中核機能が不存在である。

子どもの発達に関する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は、引き続き増加する傾向にあります。本市における課題の解消に向け、児童発達支援センターを開設し、児童福祉法第10条に規定する市の責務を、効率的、かつ効果的に担っていくものとします。



## 第4章 本市の児童発達支援センターの整備方針

### 1 児童発達支援センター整備の基本理念

子どもの発達に不安を感じている保護者の皆様が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てをできるようにすることが、児童発達支援センターが担う最も重要な役割であると考えます。

そのために、児童発達支援センターは、お子さんの発達に関する不安な気持ちに寄り添い、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、地域の中で子どもの成長を応援する施設を目指します。

このことを踏まえ、本市における児童発達支援センターの基本理念は、次のとおりとします。

## 子どもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ

～子どもの発達をサポートする地域ステーション～

### 3つの「サポート」の実現を目指します

#### (1) 不安な気持ちをサポート

発達に課題のあるお子さんとご家族にタイムリーな支援を目指します。

発達に課題のあるお子さんの子育ては、「育てづらい」「育ちにくい」と、戸惑うことや悩むことが多い日々が続きます。ご相談に応じ、お子さんや保護者にとって、必要なタイミングで、必要な支援につなぎます。

#### (2) 家庭生活をサポート

家庭の子育てにつながる発達支援を、一緒に考えます。

乳幼児期の支援は、保護者（家庭）とともに協力して行うことが、特に必要であると考えます。そのために、保護者の意向を受け止めながら、よりよい発達への働きかけを一緒に考え、実践していきます。

また、保護者の子育ての負担を軽減しつつ、保護者の「子育て力」を培うために支援を進めます。

#### (3) 地域とのつながりをサポート

関係機関と連携し、地域のネットワークを構築し、よりニーズに寄り添った支援を行います。ひいらぎだけで解決策を探し出すのではなく、保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・学校・病院・庁内関係部署等と連携し、地域のネットワークの中での支援を目指します。

その際、これまでひいらぎが地域に提供してきた「療育の質（クオリティー）」を、関係機関と共有することを大切にします。

## 2 事業の見直しの方針

現状のこどもの発達センターひいらぎの事業を、次のとおり見直します。

	現状	方向性	見直し内容
相談・専門療育事業	【相談対象】 療育、アセスメントを含む相談は、未就学児及びその保護者のみに実施。	児童発達支援センターの支援対象として、18歳までの相談内容に対応する。	(1) 庁内関係部署及び庁外関係機関との連携を密にし、丁寧につなぐ。 (2) 連携会議を実施する。 (3) 幼児期に限らない市民講座を開催する。 (4) 相談履歴等の情報を一部電子化し、対象年齢の拡大に対応する。
	【初回相談】 加速度的なニーズの増加により、予約から案内までの間隔が長期化する傾向。	相談、アセスメント、専門療育体制の強化を図る。	(1) 専門療育スタッフの配置増により、相談枠及び個別指導枠を拡充する(OT/PT/ST/心理)。 (2) 児童発達支援事業の定員及び職員体制を見直し、相談担当スタッフの増員及び相談室の拡充を行う。
	【計画相談支援】 セルフプラン作成に係る保護者支援及び計画相談支援事業所利用の案内のみを実施。	計画相談支援の実施により、地域連携の中で、より実効性のあるつながりを構築する。困難ケース等について、実施を検討する。	相談支援専門員の配置及び専用の面接室の確保を前提に、困難ケース等について、新たに計画相談支援事業の実施を検討する。
通所事業	【親子通所事業】 (1) 利用希望者が多く、低年齢児に対応ができていない。 (2) センター化に伴い、児童発達支援事業と市単独事業との整理が必要。	保護者の障害受容の過程に寄り添い、早期療育の体制を提供する。	(1) 年齢及び状態に合わせたクラスを設置する。 (2) 児童発達支援事業に2歳児の親子通所事業を新設し、地域連携による療育の円滑化を図る。
	【単独通所事業】 弁当を持参している。	食事指導を充実する。	単独通所事業(週4日)において、新たに配食サービスを実施する。
連携事業	【幼稚園・保育園の連携】 定期的な園訪問、相談のニーズの増加。	担当者の増員を図り、円滑な連携体制を構築する。	(1) 幼稚園、私立保育園、認証保育所等への定期的な訪問を実施するとともに、各園に訪問する回数を拡充する。 (2) 研修、講座の種類及び回数を増加させる。

<p>【他事業所との連携】</p> <p>(1) 通所事業について、定員を超える申し込みが恒常化している。</p> <p>(2) 複数の事業所を利用する児童により、サービス利用に不公平が生じている。</p>	<p>可能な限り、新規の児童を受け入れることができる体制を構築する。</p>	<p>(1) 他の児童発達支援事業所との併用に係るルールを明確にする。</p> <p>(2) 他事業所との連携会議等を実施する。</p> <p>(3) 事業所連絡会へ参加する。</p>
<p>【医療的ケア児】</p> <p>医療的ケア児の受け入れを実施。関係機関との連携は、必要に応じて実施。</p>	<p>医療的ケア児及びその家族支援に向け、連携を強化する。</p>	<p>医療的ケア児支援に向け、関係機関と協議する場を設置し、連携を進める。</p>
<p>【保育所等訪問支援事業】</p> <p>(1) 発達に課題がある多くの子どもが、地域の幼稚園・保育園等に所属している現状がある。</p> <p>(2) 所属園での活動における本人及び園への支援の必要性が高まっている。</p>	<p>園での環境における療育支援を進める。</p>	<p>(1) 幼稚園・保育園等での適応や支援の充実を図るために、新たに保育所等訪問支援事業を実施する。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者及び保育所等訪問支援員を配置する。</p>

### 3 児童発達支援センターの機能

基本理念及び事業の見直しの方針に基づき、本市の児童発達支援センターが担う機能は、次の4点とし、各事業を実施します。

#### 機能1：相談窓口の整備

- ア 初回相談のタイムリーな受付体制を整備します。
- イ 適切なアセスメントを行います。
- ウ 安心して継続できる相談環境を提供します。
- エ 子育て関係機関・福祉関係機関・教育関係機関等との連携を図ります。

#### (1) 初回相談の体制整備

お子さんの発達に対する不安に触れ、「気づき」と「安心」を提供する相談体制を整備します。

- ① お子さんの成長に関わる心配や不安に対応する一般相談を実施します。
- ② 相談員の配置を拡充し、相談受付からスムーズに初回相談をご案内できる体制を整備します。
- ③ オンラインでの相談や、窓口等での多言語による相談に対応できる体制を整備します。

#### (2) アセスメントの提供

発達の不安に対し、専門的な知見でアセスメントを行い、保護者の方の不安に対し、客観的なアドバイスを行います。

- ① お子さんの様子や保護者の悩みに合わせ、専門の相談員が対応します。
- ② 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士及び心理士等の専門職員が、タイムリーに発達段階のアセスメントを行い、お子さんの成長に向けた方向性を保護者の方と一緒に考えます。

#### (3) 継続相談の実施

専門機関による療育、ご家庭での実践等を踏まえ、保護者の方の不安に向き合いながら、継続した相談環境を提供します。

- ① 専門スタッフが適切なタイミングを図りながら、保護者の方に継続的な相談体制を提供します。
- ② 相談記録の整理及び共有について、新たにシステムの活用を検討し、効率的な支援につなげます。

#### (4) 療育相談の実施

小児神経科医による、適切な相談を行います。

- ① 保護者の方から丁寧に話を聴き取り、療育の必要性について判断し、意見書の作成を行います。また、お子さんの状況に応じた病院の紹介を行います。
- ② 保護者の方がお子さんを理解し、受け止めるために必要な時間を整えられるように、相談体制を整備します。



## (5) 関係機関との連携

発達をサポートする地域ステーションとして、庁内だけではなく、庁外の関係機関との連携体制を強化します。

- ① 既存事業所に加え、今後新たに開設される児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に関わる環境を整えます。
- ② 0歳から18歳未満のお子さん、また、その家族に対し、早期に支援を行うための相談窓口機能を整備します。発達に心配のある学齢期のお子さんの相談については、「地域ステーション」としての機能を生かし、庁内及び他機関との連携により、適切な支援につなげます。

## 機能2:早期発見からの発達支援と保護者支援

- ア 早期療育をタイムリーに提供します。
- イ 集団指導と個別指導により、適切な支援体制を図ります。
- ウ 情報発信や各種事業をとおして保護者支援の充実を図ります。

### (1) 児童発達支援事業の実施（集団指導）

児童発達支援事業所として、早期支援による療育を提供するとともに、地域資源との連携も積極的に進めます。

- ① 親子参加通所事業、単独療育通所事業、課題別学習通所事業など、個々の発達のニーズに合った集団指導を行います。
- ② ご家庭、在籍園と連携をしながら、集団活動をとおして、お子さんの発達を促します。

### (2) フォログループ事業の実施（集団指導）

本市の地域ニーズに合わせながら、子育て環境の中で早期支援を促進する事業を実施し、保護者の方の不安を低減させる取り組みを進めます。

- ① タイムリーな支援ができるように、児童発達支援事業の定員外のフォローを目的としたグループ事業を実施します。
- ② 障害児通所給付費受給者証の取得前の参加形態を整備し、早期から療育を受けることができる環境を提供します。

### (3) 専門療育事業の実施（個別指導・個別相談）

お子さんの発達の状態に合わせた、専門療育スタッフによる個別の指導を拡充します。

- ① お子さんの発達ニーズに合わせ、個別の療育指導を定期的に行います。
- ② 専門スタッフの個別的な関わりにより、お子さんの状態を適切に把握し、保護者の方にアドバイスをを行います。

### (4) 保育所等訪問支援事業の実施（個別指導）

幼稚園・保育園に通っている園児について、集団生活適応に係る専門的な支援を必要とする場合に、園に訪問し、直接支援を行います。

- ① 新たに「保育所等訪問支援員」を配置し、支援を要する児童の所属園に直接訪問し、専門的な支援を実施します。
- ② 併せて、当該園の職員の方へも、当該児童に適した対応を一緒に考える体制を構築します。

### (5) 保護者支援の充実

これまでの実績を踏まえて保護者支援を拡充し、アウトリーチ型の支援を実施します。

- ① 保護者会、個人面談、ペアレントメンター事業の利用などをとおして、お子さんの発達の過程で生じる悩みや不安に寄り添います。
- ② 保護者向け学習会やペアレントトレーニング等を実施し、保護者の方の「子育て力」を養う支援を進めます。
- ③ メール配信等の媒体を活用し、情報提供の機会を増やします。

## (6) 計画相談支援事業の実施

お子さんの特性に合った支援を受けることができるように、保護者の意向に基づき、福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、利用計画を策定します。

- ① お子さんと保護者の方へより丁寧に寄り添うために、面接環境を拡充し、適切な相談体制を提供します。
- ② 地域で利用できる児童発達支援事業所等のサービスなど、地域資源に係る情報提供を行い、適切なタイミングで利用計画を策定します。
- ③ お子さん、ご家族、ご家庭の状況やニーズにより、関係機関との調整などに視点を置いた相談支援を実施します。

### 機能3:関係機関(保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・学校・病院・庁内関係部署) とのつながり

ア 「横」のつながりで支えます。

⇒幼稚園、保育園、児童発達支援事業所、病院等との連携・協働

イ 「縦」のつながりで支えます。

⇒就園・就学等をスムーズに進められる移行支援

#### (1) 巡回訪問の実施

これまでの取り組みも踏まえ、地域支援の拡充に向けた重要な取り組みとして、幼稚園・保育園への巡回訪問を計画的に行います。

- ① 幼稚園、私立保育園、小規模保育事業所等を中心に、園訪問を実施します。
- ② 園の規模や希望により、定期的巡回を実施し、職員の方に対して、支援を必要とする園児への関わりや環境の整備に係る提案を行います。
- ③ 支援を必要とする園児の保護者が専門機関につながるができるように、園から保護者の方への促しを支援します。

#### (2) 所属園との連携

個別相談・巡回訪問等により、継続的に必要なサポートを実施した上で、他の地域資源とつなげることも含め、所属園と緊密な連携体制を構築します。

- ① センターに相談・通所している児童の発達や適応に向けた、情報の共有及び連携を行います。
- ② 園において、適切な保育や教育が受けられるように、専門性を活かした後方支援を行います。

#### (3) 連携会議の実施

お子さんの発達に関わる庁内及び庁外の関係機関との連携を進めるために、意見交換、情報共有を行う会議を定期的開催します。

- ① 庁内関係部署、幼稚園・保育園、市内児童発達支援事業所等が意見交換を行う場として、「ステップアップ・ミーティング」を定期的開催します。
- ② さらに具体的な支援を検討するために、テーマ別に分科会を設け、市内における児童発達支援に向けた効果的な体制を検討します。
- ③ 市内の児童発達支援事業所の相互理解や、市からの情報提供等を行うために、事業所連絡会を行います。

#### (4) ケース会議の実施

個別のケースに対し、関係者や専門家等が意見を交えることにより、より良い支援方法を検討します。

- ① 個別のケースに対し、適切な療育及び保護者支援を行うために、センターが中心となり、情報の整理及び支援方針の検討を行います。
- ② センターが調整役となり、保護者の方への連絡、相談方法等の検討を行います。

#### (5) 療育の公開

センターが実施する療育について、地域への理解を広げるとともに、市内の相談・サービスに係る「質の向上」を目指すために、広く公開する取り組みを行います。

- ① 幼稚園、保育園、小規模保育事業所等、地域で支援を行っている機関等と理解を共有する場として、センターの療育を見学するプログラムを実施します。
- ② 障害児に対する理解を深めるために、環境設定や対応方法等を積極的に紹介します。

#### (6) 移行支援体制の充実

センターが関わったお子さんの就園・就学が円滑に進むように、移行に係る支援体制を充実させます。

- ① ライフステージ（入園、入学等）ごとの支援情報等の引継ぎの際、「切れ目のない支援」に向け、適切な資料を作成します。
- ② 必要に応じて、園、学校関係者との連絡・会議を行います。

## 機能4:地域との関わり

- ア 公開講座や出張講座等を通じ、市の発達支援の課題共有やスキルアップを行います。
- イ 市民講座やひいらぎの情報発信を行い、発達支援のニーズがある**お子さん**に係る地域の相互理解を図ります。

### (1) 保護者への寄り添いの拡充

支援を必要とする保護者がつながりやすいように、利用しやすいサービスや新たな情報媒体の拡充を図ります。

- ① 市民講座やオンライン相談により、お子さんの発達に関する悩みに寄り添い、適切な相談先や関係機関をご案内します。
- ② 子育て応援アプリ「いこいこ」及びメール配信サービス等を活用し、センターの事業を効率的に周知します。

### (2) 公開講座の実施

市内の児童に関わる関係機関職員を対象に、児童発達支援の知識と技術の向上に向け、定期的に講座を行います。

- ① 公開講座を開催し、センターが持つノウハウを広く公開します。
- ② 講座のテーマについては、児童発達支援の専門療育の内容を中心に、ニーズに合わせて検討します。

### (3) 出張講座の実施

アウトリーチ型の講座事業を実施することで、発達課題のあるお子さんへの支援を園全体で同じ視点を持って取り組めるように支援します。

- ① 市内の各園職員の方に対して、お子さんの発達や困り事の理解を深め、対応力のスキルアップを行います。
- ② 依頼に基づき、各年度5園程度を目標に発達支援に係る講座を開催します。

### (4) 市民講座の実施

気軽に参加できる講座事業を実施することで、保護者の「気づきの醸成」を進め、センターがより身近な存在となるように努めます。

- ① 各年度3回程度を目標に市民講座を開催し、市民のニーズに沿った療育に係る情報を提供します。
- ② 子育て世代包括支援センターとも連携し、地域資源に係る情報提供を積極的に行います。

#### 4 児童発達支援センターに必要な施設整備

児童発達支援センターが目指す基本理念・機能の実現を目指すとともに、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、住吉会館（ルピナス）内で運営するひいらぎの既存施設を、次のとおり見直します。

	設備の名称	箇所数	使用目的	整備計画等	指定基準
(1)	指導訓練室 (グループ支援室)	①児童発達支援事業用 3室  ②地域支援事業用 1室	年齢・発達の状況に応じて、小集団での活動や遊び等とおした療育を行う部屋	既存どおり	2.47㎡/人以上
(2)	遊戯室 (ひいらぎ広場)	①児童発達支援事業用 1室  ②地域支援事業用 1室	広い場所が必要な療育や行事など、集団での活動に対応する部屋	既存どおり	1.65㎡/人以上
(3)	医務室 静養室	1室	傷病や体調不良の際に手当をしたり、落ち着く時間が必要となった際に使用する部屋	スタッフルームを改変し使用	必須
(4)	相談室①	1室	相談及びアセスメント等を行う部屋	既存どおり	必須
(5)	相談室②	1室	保護者等への個別相談や相談支援を行う部屋	計画相談支援専用室として、1室を増設	必須
(6)	調理室	1室	—	配膳する場所として整備し、配食による食事指導を提供	必須
(7)	便所	2箇所	子ども用トイレ	既存どおり	必須
(8)	屋外遊技場	1箇所	屋外で運動ができるスペース	既存どおり	必須
(9)	スタッフルーム	1室	職員の待機場所や療育の準備等を行うための部屋	必要に応じて建物内で調整	—



## 5 構造改革特別区域計画の制度活用

国の基準に基づき、児童発達支援センターの設置にあたっては、「調理室」を整備し、給食の提供による「食事指導」が必要となります。しかし、本市においては、建物の構造上、対応が困難な状況にあります。

このことに伴い、国の「構造改革特別区域計画」の制度を活用し、「外部搬入方式」による運営を目指します。

### 《構造改革特別区域計画》

(1) 構造改革特別区域の名称

西東京市児童発達支援センター給食搬入特区

(2) 特定事業の名称

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

(3) 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、本市が行う。給食については、本市と民間事業者の契約に基づき、民間事業者において調理を行う。搬送については、民間事業者が提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

(4) 認定日

令和2年12月11日



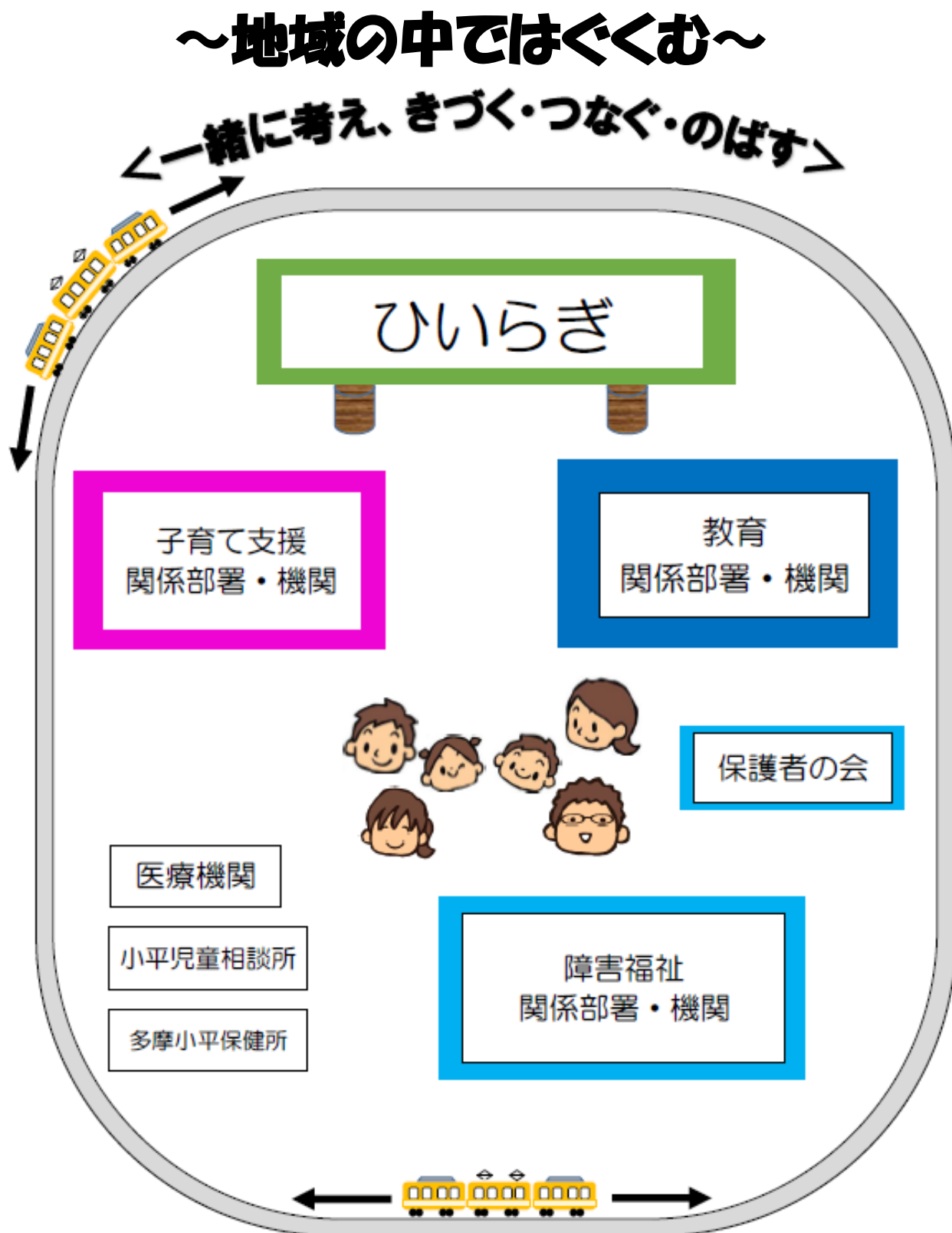
ア 給食の外部搬入が実施されることで、調理室スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となる。

イ 施設整備に係る費用支出を抑えられることにより、人員配置等の見直しが可能となり、質の高い療育サービスの提供ができる。

## 第5章 児童発達支援センターの連携体制

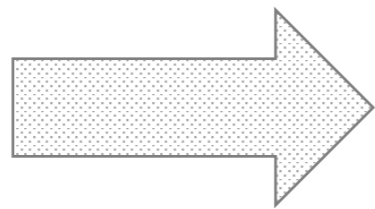
本市における発達支援の考え方・児童発達支援センターの連携体制は、次のとおりとします。ただし、センターの運営において、市民ニーズを把握しながら、関係機関等との協議により、毎年度、検証を行います。

「子どもがど真ん中」を進める本市において、お子さんの発達に関し、「一緒に考え、きづく・つなぐ・のばす」ために、関係部署・関係機関が連携し、地域の中ではぐくむ支援体制を提供します。



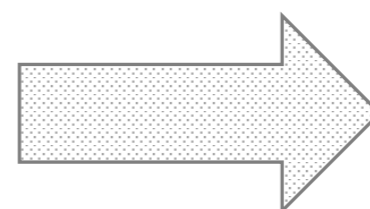
こどもの発達の課題に

# きづく



適切な支援に

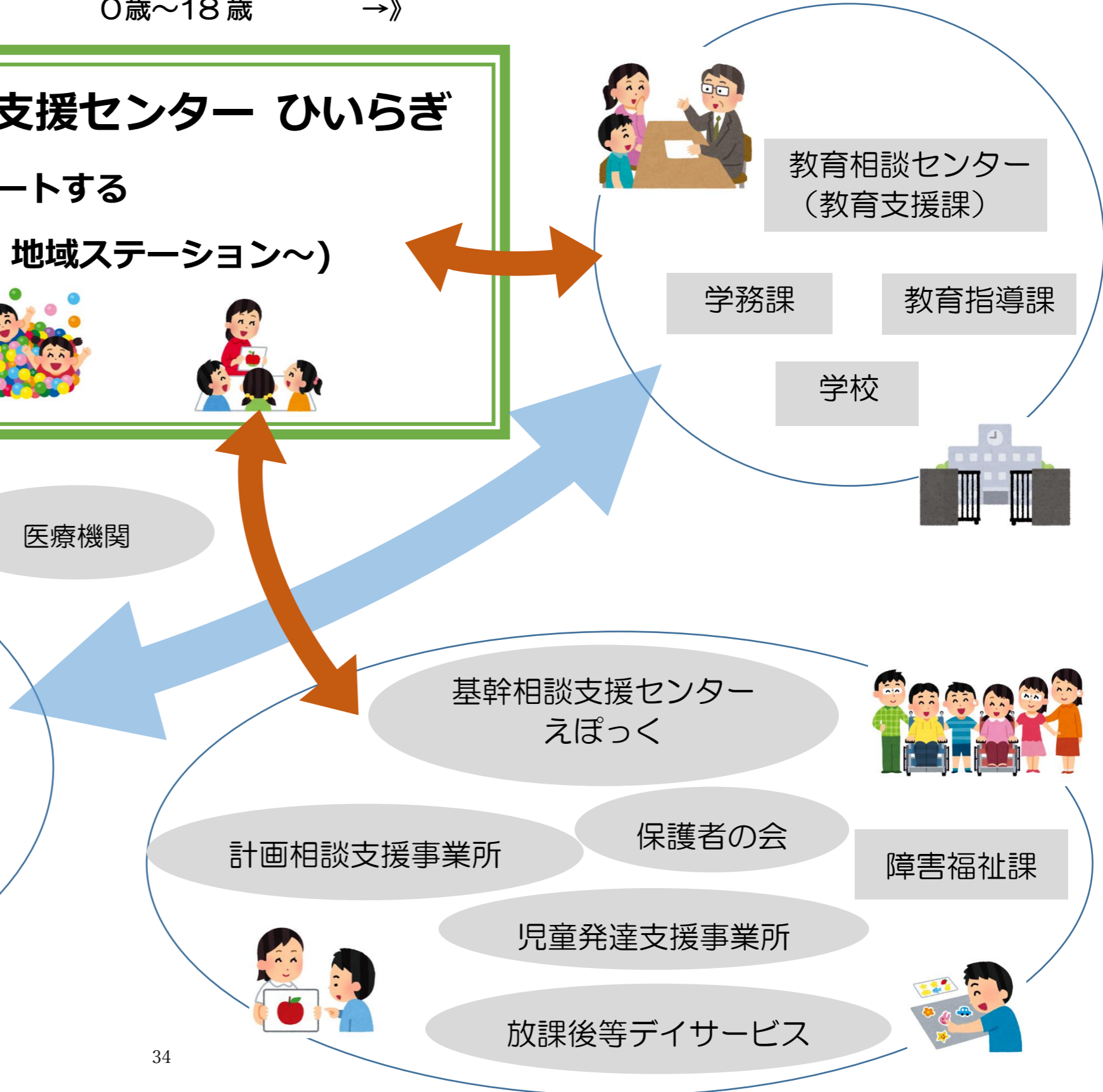
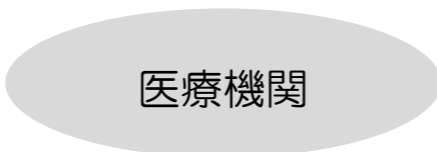
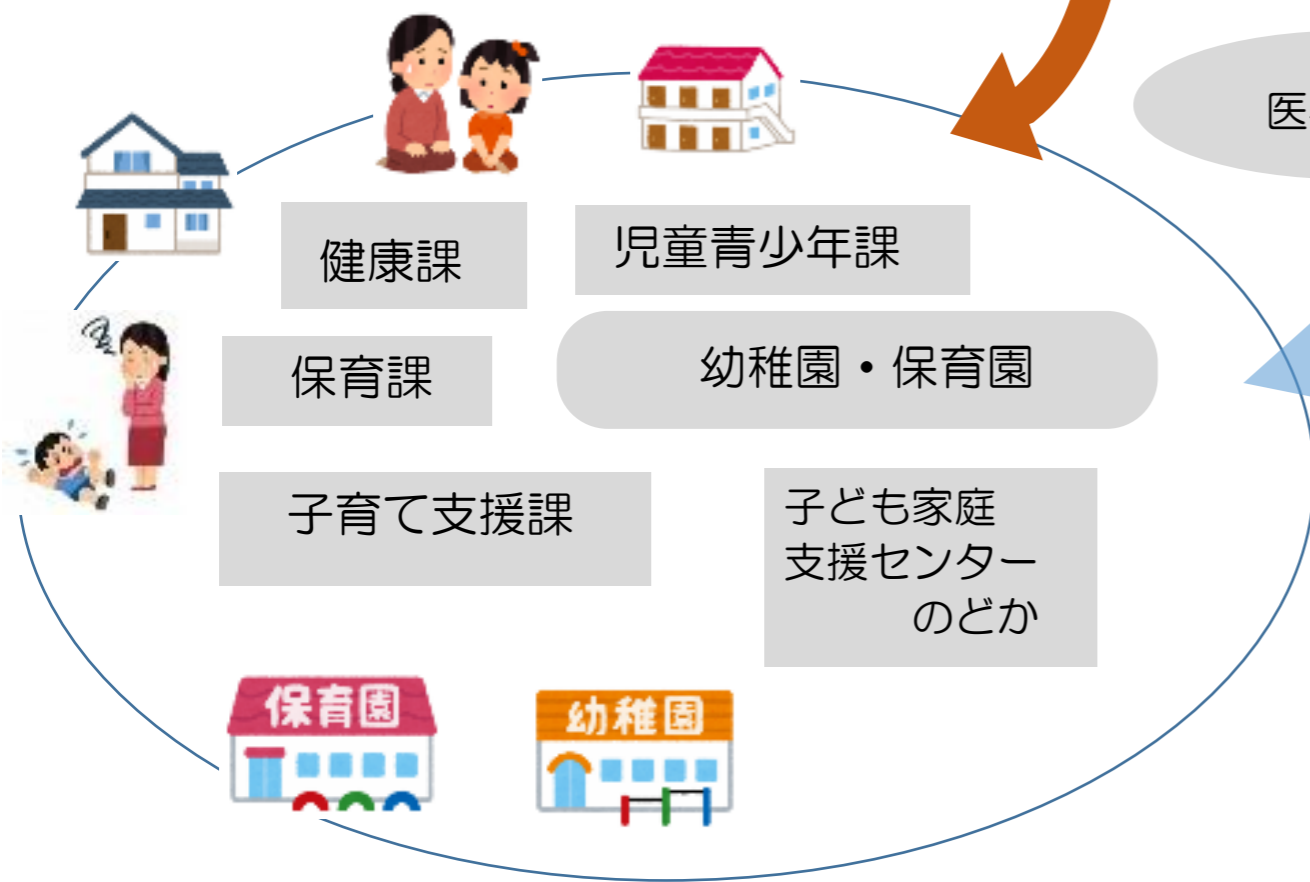
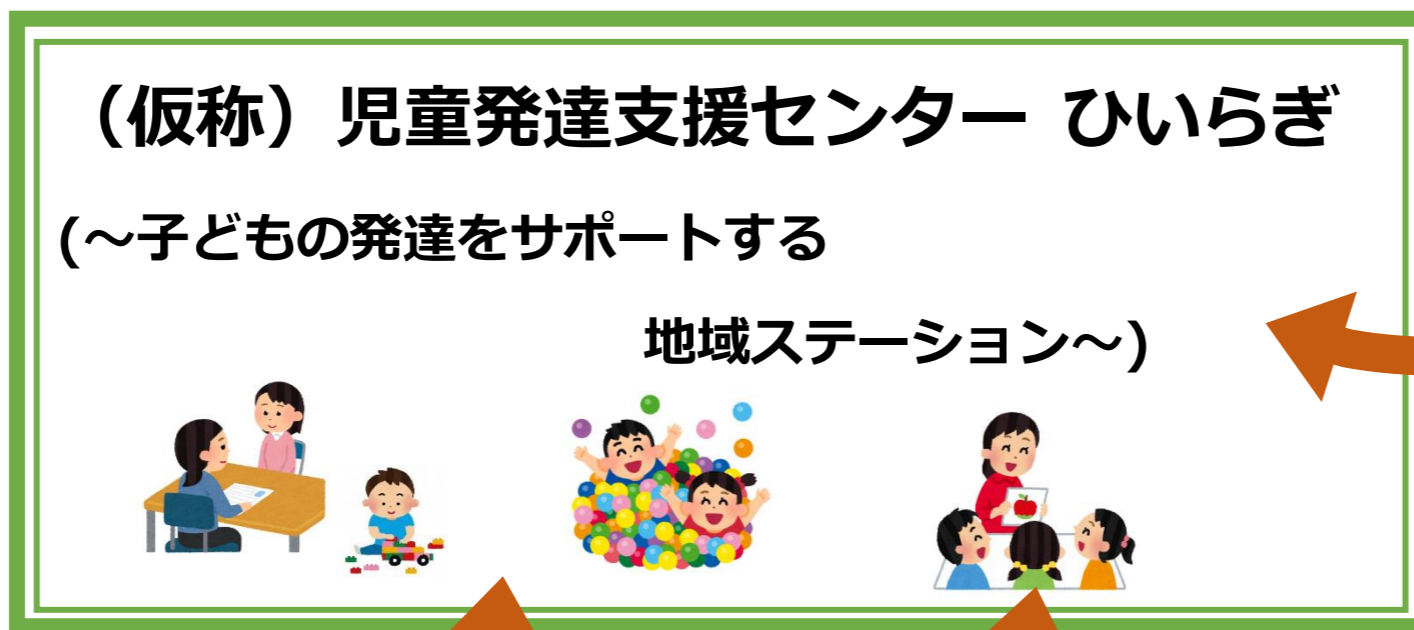
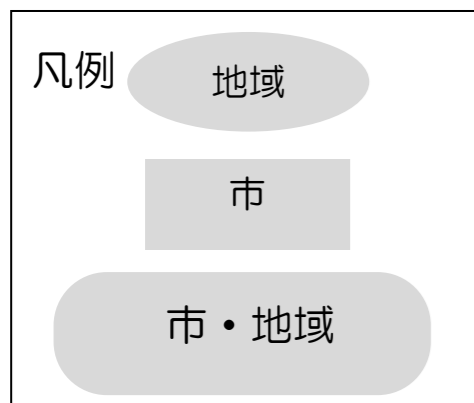
# つなぐ



こどもの力を

# のばす

《← 0歳~18歳 →》



## 第6章 児童発達支援センターの整備スケジュール及び進行管理

### 1 児童発達支援センターの開設時期

令和4年4月（予定）

### 2 児童発達支援センターの名称

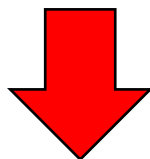
（仮称）西東京市児童発達支援センター ひいらぎ

### 3 児童発達支援センターの整備スケジュール

児童発達支援センターの開設までの準備の中では、施設整備の他、地域での連携体制を構築し、市民ニーズへの対応の拡充を図ります。

#### 《令和3年度》

- (1) 施設整備
- (2) 庁内関係部署及び関係機関との連携体制（会議等）を構築
- (3) 東京都との調整及び手続き
- (4) 市民への周知
- (5) 関係機関への周知及び連携体制の構築



#### 《令和4年度》

- (1) 令和4年4月よりセンターの運営開始
- (2) 通所事業の見直し等、新たな事業に着手
- (3) 新規参入の児童発達支援事業者との連携構築
- (4) 次年度以降の運営方法の検討（見直し）

### 4 児童発達支援センターの運営に係る進行管理及び検証

開設後の児童発達支援センターの運営については、次のとおり、毎年度報告及び利用者ニーズの把握により、適切に進行管理を行います。

- (1) 健康づくり推進協議会における報告
- (2) 総合教育会議における報告
- (3) 利用者アンケートの実施及び公表
- (4) 第三者機関及びスーパーバイザーによる検証

5 センター事業の実施スケジュール（令和4年度～令和6年度）

※令和6年度以降の事業は、令和5年度以降の評価に基づき、見直しを検討する。

事業名 (機能1～4の項目)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
<b>機能1:相談窓口の整備</b>						
(1) 初回相談の体制整備 <b>拡充</b>						
(2) アセスメントの提供 <b>拡充</b>						
(3) 継続相談の実施 <b>拡充</b>	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(4) 療育相談の実施 <b>拡充</b>						
(5) 関係機関との連携 <b>見直し</b>						
<b>機能2:早期発見からの発達支援と保護者支援</b>						
(1) 児童発達支援事業の実施 (集団指導)	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
① 単独療育通所事業						
② 課題別学習通所事業 <b>見直し</b>	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
③ 親子療育通所事業 (2歳児対象;児発事業) <b>新規</b>						
(2) フォログループ事業の実施(集団指導)	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
① 親子療育通所事業 <b>拡充</b>						
② 年齢別フォログループ <b>新規</b>	試行・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(3) 専門療育事業の実施 (個別指導・個別相談) <b>拡充</b>	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(4) 保育所等訪問支援事業の実施(個別指導) <b>新規</b>	準備	実施・評価	実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(5) 保護者支援の拡充 <b>拡充</b>	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(6) 計画相談支援事業の実施 <b>新規</b>	準備	実施	実施・評価・検討		見直し・実施・評価	

事業名 (機能1～4の項目)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
機能3:関係機関(保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・学校・病院・庁内関係部署)とのつながり						
(1) 巡回訪問の実施 拡充	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(2) 所属園との連携 継続						
(3) 連携会議の実施 新規	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(4) ケース会議の実施 新規	準備	試行	実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(5) 療育の公開 継続	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(6) 移行支援体制の充実 拡充						
機能4:地域との関わり						
(1) 保護者への寄り添いの拡充 拡充	実施・評価		実施・評価・検討		見直し・実施・評価	
(2) 公開講座の実施 継続						
(3) 出張講座の実施 継続						
(4) 市民講座の実施 拡充						